

二 職員一人が当該出張することとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）

七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計

第六条 法第七十八条第一項第六号に掲げる者が同項の規定により國に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める額とする。

一 医薬品の製造に係る認定の更新（第四号に掲げるものを除く。）一万九千四百円

二 医薬部外品の製造に係る認定の更新（第四号に掲げるものを除く。）一万九千四百円

三 医療機器の製造に係る認定の更新（次号に掲げるものを除く。）一万九千四百円

四 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定の更新。一万三千六百円
（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万三千五百円）

前項に規定する者に係る法第十三条の三第三項において読み替えて準用する法第十三条第三項の認定の更新の申請につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十三条第五項（法第十三条の三第三項において準用する場合に限る。）の規定による実地の調査を行つた後、当該職員を、当該調査を行つた施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項第四号の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員一人が当該出張をするとした場合における旅費相当額

(2) (1) (i)に掲げる医薬品に係る法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認の申請（以下この号において「承認申請」という。）をした者が、当該承認申請に係る医薬品（以下(2)において「(1)の先の申請品目」という。）と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品。（ただし、(1)の先の申請品目が法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品である場合にあつてはその製造販売の承認のあった日後同号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）内に、同条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品である場合にあつては同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間内に当該承認申請をする場合に限りある。）

(3) 既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの（(1)、(2)及び(4)から(5)までに掲げるものを除く。）三十万九千五百円。

(4) (3)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品（以下この号において「(3)の先の申請品目」という。）と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品。（ただし、(3)の先の申請品目が法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品である場合にあつてはその製造販売の承認のあった日後同号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）内に、同条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品である場合にあつては同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間内に当該承認申請をする場合に限る。）九万五百円。

(5) 既承認医薬品と効能、効果、用法又は用量が異なる希少疾病用医薬品(1)、(2)及び(3)から(5)までに掲げるものを除く。三十一万四千九百円

(6) (5)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品(以下(6)において「(5)の先の申請品目」といふ)と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における該該医薬品(ただし、(5)の先の申請品目が法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品である場合にあってはその製造販売の承認のあった日後同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間内に、同条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品である場合にあつては同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間内に当該承認申請をする場合に限る。)一九万円。

(7) 医療用医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの(1)から(4)まで及び(6)から(5)までに掲げるものを除く。二万九千二百円。

(8) (7)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 二万九千二百円。

(9) (1)から(4)まで、(7)、(8)及び(6)から(5)までに掲げる医薬品以外の医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの。一万九千三百円。

(10) (9)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 一万九千三百円。

- ハ 化粧品についての承認 一万五千八百円
 ニ 医療機器についての承認 (1)から(4)までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額
 六百円
 (2) 前号二(2)に掲げる医療機器 九万九千四百円
 (3) 前号二(2)に掲げる医療機器 二万七千七百円
 (4) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万二千八百円 (電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万一千六百円)
 前項に規定する者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条又は第十九条の二の規定による承認の申請をする者に限る) が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項 (同条第九項及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む) の規定により添付する当該申請に係る医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされることが目的とされているものに限る)、医薬部外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る) 又は医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る) の安全性に関する試験その他の試験の試験成績に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号 (同条第九項及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む) の規定による審査を行つため、当該職員を、当該試験を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十一条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員一人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

- 2 (3) 前号二(3)に掲げる医療機器 二万七千七百円
 (4) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万七千七百円
 (5) 前号二(5)に掲げる医療機器 二万七千七百円
 (6) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万二千八百円 (電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万一千六百円)
 前項に規定する者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条又は第十九条の二の規定による承認の申請をする者に限る) が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項 (同条第九項及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む) の規定により添付する当該申請に係る医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る)、医薬部外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る) 又は医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る) の安全性に関する試験その他の試験の試験成績に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号 (同条第九項及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む) の規定による審査を行つため、当該職員を、当該試験を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十一条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員一人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 (1) 前号二(1)に掲げる医療機器 九万九千四百円
 (2) 前号二(2)に掲げる医療機器 二万七千七百円
 (3) 前号二(3)に掲げる医療機器 二万七千七百円
 (4) 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 二万二千八百円 (電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万一千六百円)
 前項に規定する者 (法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条又は第十九条の二の規定による承認の申請をする者に限る) が法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項 (同条第九項及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む) の規定により添付する当該申請に係る医薬品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る)、医薬部外品 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る) 又は医療機器 (専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る) の安全性に関する試験その他の試験の試験成績に関する資料につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号 (同条第九項及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む) の規定による審査を行つため、当該職員を、当該試験を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十一条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員一人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

- 4 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認 (以下この項において「承認」という) のために厚生労働大臣が必要と認める試験の対象となる医薬品であつて厚生労働省令で定めるものについて、承認の申請をする者に係る法第七十八条第一項の政令で定める額は、第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。
 一 医薬品についての再審査 (イからハまでに定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。
 二 医薬品の区分に応じ、それそれイからハまでに定める額
 三 医薬品以外の医薬品 (イからハまでに定める額)
 ロ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲げる医薬品に係る法第十四条の四第一項の規定による再審査を行うため、当該職員を、当該使用成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員一人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 ハ 第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

- (医薬品又は医療機器の再審査の申請に係る手数料の額)
 第九条 法第七十八条第一項第九号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 一 医薬品についての再審査 (イからハまでに定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それそれイからハまでに定める額)
 二 医薬品の区分に応じ、それそれイからハまでに定める額
 三 医薬品以外の医薬品 (イからハまでに定める額)
 ロ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲げる医薬品に係る法第十四条の四第一項の規定による再審査を行うため、当該職員を、当該使用成績等に関する調査を実施した施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 一 職員一人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 ハ 第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

- (医薬品又は医療機器の再審査の申請に係る手数料の額)
 第十条 法第七十八条第一項第十号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それそれイからハまでに定める額とする。
 一 医薬品についての再審査 (イからハまでに定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それそれイからハまでに定める額)
 二 医薬品の区分に応じ、それそれイからハまでに定める額
 三 医薬品以外の医薬品 (イからハまでに定める額)
 ロ イ及びハに掲げる医療機器以外の医療機器 (電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二十四万九千二百円)
 ハ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 (八万四千五百円)
 ロ イ及びハに掲げる医療機器の区分に応じ、それそれイからハまでに定める額
 ハ 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医療機器 (八万四千五百円)
 ロ イ及びハに掲げる医療機器以外の医療機器 (電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二十一万八千四百円)
 ハ 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器 (二十一万八千六百円)
 ロ イ及びハに掲げる医療機器を含む) の規定による再審査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額を加算した額とする。
 一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
 二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
 第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

前二項に規定する者に係る法第四十条の二第一項の許可の申請につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第四項第一号の農林水産省令で定める基準の適合性に関する調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前二項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、第一項第二号又は前項第二号の規定にかかるわらず、これらの規定に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員一人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(医療機器の修理業の許可の更新の申請に係る手数料の額)
第十二条 法第七十八条第一項第十二号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医療機器の修理に係る許可の更新(次号に掲げるものを除く) 二万六千二百円
二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器の修理に係る許可の更新(次号に掲げるものと同一) 二万六千二百円
三 輸出用の動物用医薬品等の調査の申請に係る手数料の額)
第十三条 法第七十八条第一項第十三号に掲げる者は(法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八十条第一項の調査を申請する者に限る)が法第七十八条第一項の規定により國に納めなければならない手数料の額は、七千二百円(電子情報処理組織を使用する場合においては、七千五百円)とする。

前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八十条第一項の実地の調査の申請につき、農林水産大臣が、当該調査を行うため、当該職員を、当該

調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
二 七万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
第五条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(医薬品若しくは医療機器の製造業の許可証、外國製造業者の認定証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付の申請に係る手数料の額)
第十四条 医薬品若しくは医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ)の製造業者、外國製造業者の認定を受けた者又は医療機器の修理業者が、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下「令」という)第十二条第三項(令第十八条第一項及び第五十五条において準用する場合を含む)の規定により國に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 一万七千四百円
二 外國製造業者の認定証の書換え交付 一万五千七百円
三 医薬品若しくは医療機器の製造業の許可証、外國製造業者の認定証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付の申請に係る手数料の額)
第十五条 医薬品若しくは医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものと同一)の製造業者、外國製造業者の認定を受けた者又は医療機器の修理業者が、令第十三条第三項(令第十八条第一項及び第五十五条において準用する場合を含む)の規定により國に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

一 医薬品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 一万七千四百円
二 外國製造業者の認定証の再交付 一万五千四百円

一 機構による調査に係る手数料の額)
第十六条 機構が行う法第十三条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十三条第一項の許可についての調査(次号に掲げるものを除く) イ又はロに掲げる許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 第二条第一号又は第二号に掲げる許可であつて、実地の調査を伴うもの 十四万八千百円
ロ 第三条第一号又は第二号に掲げる許可であつて、実地の調査を伴わないもの 十一万五千五百円
二 法第十三条第一項の許可についての調査(同条第六項の許可の区分の変更又は追加の許可についてのものに限る) イ又はロに掲げる変更又は追加の許可の区分に応じ、それ イ 又はロに定める額
イ 第三条第二項第一号又は第二号に掲げる許可の区分の変更又は追加の許可である。イ又はロに定める額
ロ 第三条第二項第一号又は第二号に掲げる許可の区分の変更又は追加の許可である。イ又はロに定める額
二 法第十三条の三第一項の認定についての調査(同条第三項において読み替えて準用する法第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定についてのものに限る) イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 第五条第二項第一号に掲げる認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴うもの 六万四千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
ロ 第五条第二項第一号に掲げる認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴わないもの 三万九千七百円
三 法第十三条第三項の許可の更新についての調査 イ 又はロに掲げる許可の更新の区分に応じ、それ イ 又はロに定める額
イ 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴うもの 六万四千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
ロ 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴わないもの 三万九千七百円

一 機構が行う法第十三条の二第三項において準用する法第十三条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十三条の三第一項の認定についての調査(次号に掲げるものを除く) イ又はロに掲げる認定であつて、実地の調査を伴うもの 十二万三千三百円に、当該調査のため機構の職員一人が出張することとした場合における機構が定めたところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額(以下「機構職員の旅費相当額」という)を加算した額
イ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる認定であつて、実地の調査を伴うもの 十二万三千三百円に、当該調査のため機構の職員一人が出張することとした場合における機構が定めたところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額(以下「機構職員の旅費相当額」という)を加算した額
二 法第十三条第一項の許可についての調査(次号に掲げるものを除く) イ又はロに掲げる許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 第二条第一号又は第二号に掲げる許可であつて、実地の調査を伴うもの 十四万八千百円
ロ 第三条第一号又は第二号に掲げる許可であつて、実地の調査を伴わないもの 一万五千五百円
二 法第十三条第一項の許可についての調査(同条第六項の許可の区分の変更又は追加の許可についてのものに限る) イ又はロに掲げる変更又は追加の許可の区分に応じ、それ イ 又はロに定める額
イ 第三条第二項第一号又は第二号に掲げる許可の区分の変更又は追加の許可である。イ又はロに定める額
ロ 第三条第二項第一号又は第二号に掲げる許可の区分の変更又は追加の許可である。イ又はロに定める額
二 法第十三条の三第一項の認定についての調査(同条第三項において読み替えて準用する法第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定についてのものに限る) イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 第五条第二項第一号に掲げる認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴うもの 六万四千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
ロ 第五条第二項第一号に掲げる認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴わないもの 三万九千七百円
三 法第十三条第三項の許可の更新についての調査 イ 又はロに掲げる許可の更新の区分に応じ、それ イ 又はロに定める額
イ 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴うもの 六万四千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
ロ 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴わないもの 三万九千七百円

一 医薬品の臨床試験の実施の基準に係る調査
イから今までに掲げる調査の区分に応じ、
それぞれイから今までに定める額

イ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲
げる医薬品についての調査(当該試験を実
施した施設が国内にある場合に限る) 二
百七十二万三千二百円

口 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲
げる医薬品についての調査(当該試験を実
施した施設が海外にある場合に限る) 三
百一万千九百円に機構職員の旅費相当額を
加算した額

八 第七条第一項第一号イ(2)、(4)又は(6)に掲
げる医薬品についての調査(当該試験を実
施した施設が国内にある場合に限る) 七
十一万八百円

二 第七条第一項第一号イ(2)、(4)又は(6)に掲
げる医薬品についての調査(当該試験を実
施した施設が海外にある場合に限る) 七
十五万九千八百円に機構職員の旅費相当額を
加算した額

ホ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる
医薬品についての調査(当該試験を実施し
た施設が国内にある場合に限る) 六十四
万五千二百円

ヘ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる
医薬品についての調査(当該試験を実施し
た施設が海外にある場合に限る) 九十五
万二千四百円に機構職員の旅費相当額を加算し
た額

三 医療機器の臨床試験の実施の基準に係る調
査イ又は口に掲げる調査の区分に応じ、そ
れぞれイ又は口に定める額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場
合の調査 六十三万五千三百円

口 当該試験を実施した施設が海外にある場
合の調査 九十一万八千四百円に機構職員
の旅費相当額を加算した額

一 法第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(次号に掲げるもの
を除く) イから今までに掲げる区分に応
じ、それぞれイから今までに定める額

イ 令第八十条第二項第七号イから今までに
掲げる医薬品又は医療機器を除く。 イから
今までに掲げる区分に応じ、それぞれイから
今までに定める額

八 口 第八十条第二項第七号二に掲げる医藥
品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 一
十萬四千四百円

口 令第八十条第二項第七号二に掲げる医藥
品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 一
十三万九千八百円

(2) 外国にある製造所についての調査 九
十三万三千五百円

八 製造工程において滅菌された医薬品(イ
又は口に掲げる医薬品を除く)、医薬部外
品又は医療機器(イ又は口に掲げる医療機
器を除く)

(1) 国内にある製造所についての調査 二
十万三千三百円

二 外国にある製造所についての調査 二
十二万九千八百円

一 医薬品の臨床試験の実施の基準に係る調
査イ又は口に掲げる調査の区分に応じ、そ
れぞれイ又は口に定める額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場
合の調査 六十三万五千三百円

口 当該試験を実施した施設が海外にある場
合の調査 九十一万八千四百円に機構職員
の旅費相当額を加算した額

二 法第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(医薬品、医薬部外
品又は医療機器の製造工程のうち包装、表示
等の規定により行う法第十四条第六項(同条
第九項において準用する場合を含む)の規定に
よる調査を受けようとする者が、法第七十八条
第二項の規定により機構に納めなければならない
手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める額とする。

イ 国内に製造所についての調査 六万
三千八百円

口 外国に製造所についての調査 八万

三 法第十四条第六項の政令で定める期間を経
過するとの医薬品、医薬部外品又は医療機
器についての調査 イから今までに掲げる区
分に応じ、それぞれイから今までに定める額

イ 第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(イ又は口に掲げる
ものを除く) イから今までに掲げる区分に応
じ、それぞれイから今までに定める額

イ 令第八十条第二項第七号イから今までに
掲げる医薬品又は医療機器を除く。 イから
今までに掲げる区分に応じ、それぞれイ又は
口に定める額

八 口 第八十条第二項第七号二に掲げる医藥
品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 一
十三万六千六千円に、三万五百円に当該調査
に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

(2) 外国にある製造所についての調査 五
十五万四千二千円に、三万五百円に当該
調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

口 第一号ハに掲げる医薬品、医薬部外品又
は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三
十八万円に、一万二千四百円に当該調査
に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

(2) 外国にある製造所についての調査 四
十八万円に、一万二千四百円に当該調査
に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

八 第一号ニに掲げる医薬品、医薬部外品又
は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三
十三万六千五百円に、九千六百円に当該
調査に係る品目数を乗じて得た額を加算
した額

(2) 外国にある製造所についての調査 四
十万九千四百円に、九千六百円に当該調
査に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

口 第二号ハに掲げる調査の対象となる医薬品、
医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三
十五万八千五百円に、六千七百円に当該
調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

(2) 外国にある製造所についての調査 四
十五万八千五百円に、六千七百円に当該
調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

二 医薬品の臨床試験の実施の基準に係る調
査イ又は口に掲げる調査の区分に応じ、そ
れぞれイ又は口に定める額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場
合の調査 六十三万五千三百円

口 当該試験を実施した施設が海外にある場
合の調査 九十一万八千四百円に機構職員
の旅費相当額を加算した額

三 法第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(医薬品、医薬部外
品又は医療機器の製造工程のうち包装、表示
等の規定により行う法第十四条第六項(同条
第九項において準用する場合を含む)の規定に
よる調査を受けようとする者が、法第七十八条
第二項の規定により機構に納めなければならない
手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める額とする。

イ 国内に製造所についての調査 六万
三千八百円

口 外国に製造所についての調査 八万

三 法第十四条第六項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかか
わらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる
区分に応じ、それぞれイから今までに定める額を加
算した額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(イ又は口に掲げる
ものを除く) イから今までに掲げる区分に応
じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 国内にある製造所についての調査 四
十三万六千円に、三万五百円に当該調査
に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

二 法第十四条第六項の政令で定める期間を経
過するとの医薬品、医薬部外品又は医療機
器についての調査 イ又は口に掲げる区
分に応じ、それぞれイから今までに定める額

イ 国内にある製造所についての調査 四
十三万六千円に、三万五百円に当該調査
に係る品目数を乗じて得た額を加算した
額

二 法第十四条第六項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかか
わらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる
区分に応じ、それぞれイから今までに定める額を加
算した額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(イ又は口に掲げる
ものを除く) イから今までに掲げる区分に応
じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 国内にある施設についての調査 六万三
千八百円

二 法第十四条第六項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかか
わらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる
区分に応じ、それぞれイから今までに定める額を加
算した額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項(法第十
九条の二第五項において準用する場合を含
む)又は法第十九条の二第一項の規定による
医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受
けようとするときの調査(イ又は口に掲げる
ものを除く) イから今までに掲げる区分に応
じ、それぞれイ又は口に定める額

イ 国内にある施設についての調査 六万三
千八百円

医薬品・医療部外品・化粧品手数料単価改正

(単位：円)

区分	医薬品・医療部外品・化粧品	現行単価				改定単価				合計
		国	機構	同一性	適合性	国	機構	計	審査	
新薬その1 有効成分等が異なるものの(希少疾患以外)	先の申請品目	546,300	16,828,500	10,035,800	6,792,700	17,374,800	480,700	16,401,100	9,841,500	6,559,600
	規格違ひ品目	145,200	4,210,500	2,510,700	1,699,800	4,355,700	131,500	4,103,800	2,684,000	1,639,800
新薬その1 有効成分等が異なるものの(希少疾患)	先の申請品目	546,300	11,814,000	8,411,200	3,402,800	12,360,300	480,700	11,537,700	8,251,700	3,286,000
	規格違ひ品目	145,200	2,976,000	2,112,500	863,500	3,121,200	131,500	2,879,600	2,061,500	818,100
新薬その2 効能等が異なるものの(希少疾患以外)	先の申請品目	347,400	7,336,100	4,785,400	2,550,700	7,663,500	314,900	7,162,200	4,699,000	2,463,200
	規格違ひ品目	95,500	1,840,000	1,200,300	639,700	1,935,500	90,100	1,780,200	1,174,300	615,900
新薬その2 効能等が異なるものの(希少疾患)	先の申請品目	347,400	5,262,200	3,983,800	1,278,400	5,609,600	314,900	5,108,500	3,876,000	1,232,500
	規格違ひ品目	95,500	1,338,000	1,016,500	321,500	1,433,500	90,100	1,314,200	1,004,100	310,100
後発医療用医薬品	3条1項1号(6)		9条1項1号(8)	9条3項1号子		7条1項1号(6)		7条1項1号(8)	17条1項1号(8)	1,232,500
	3条1項1号(7)、(8)	30,600	632,000	415,200	216,800	662,600	29,200	628,100	412,100	214,000
一般用医薬品	16,100	109,600	108,600		125,700	19,300	110,300		17条1項1号(9)	17条2項1号(9)
	3条1項1号(9)、(10)		9条1項1号(10)			7条1項1号(6)、(10)		7条1項1号(10)		129,600
体外診断用医薬品(承認基準なし)	基本					51,100	584,100	584,100		635,200
	シリーズ追加					7条1項1号(13)		7条1項1号(13)		
体外診断用医薬品(承認基準あり)	基本					24,100	282,900	282,900		307,000
	シリーズ追加					7条1項1号(12)		7条1項1号(12)		
体外診断用医薬品(基準適合性認証)						24,100	60,300	60,300		84,400
						7条1項1号(11)		7条1項1号(11)		
						35,300				
						10条				

区分		現行単価				改定単価					
		国	機構	同一性	適合性	合計	国	機構	審査	適合性	合計
医薬部外品・化粧品	14,100	62,000	62,000			76,100	20,000	63,500	63,500		83,500
販売名変更替新規		3条1項1号口、ハ	9条1項1号口、ハ			7条1項1号口、ハ		17条1項1号口、ハ			
医薬品審査(承認事項一部変更承認)		先の申請品目	347,400	6,846,800	4,296,100	2,550,700	7,194,200	314,900	6,678,700	4,215,500	2,463,200
新薬その1 有効成分効能等の変更が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	1,714,900	1,075,200	9条1項2号イ(1)	9条3項2号イ	639,700	1,810,400	7条1項2号イ(1)	1,673,300	1,057,400	615,900
	3条1項2号イ(2)	9条1項2号イ(2)	9条3項2号口			9条1項2号イ(2)	7条1項2号イ(2)	17条1項2号イ(2)	17条1項2号口	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ
その他	13,100	328,300	205,500	122,800	341,400	16,700	325,800	205,100		120,700	342,500
	3条1項2号イ(3)	9条1項2号イ(3)	9条3項2号ハ			7条1項2号イ(3)	7条1項2号イ(3)	17条1項2号イ(3)	17条1項2号口	17条1項2号イ(2)	17条2項2号ハ
新薬その1 有効成分効能等の変更が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	1,209,200	887,700	9条1項2号イ(4)	9条3項2号二	321,500	1,304,700	90,100	1,185,700	875,600	310,100
	3条1項2号イ(5)	9条1項2号イ(5)	9条3項2号木			7条1項2号イ(5)	7条1項2号イ(5)	17条1項2号イ(5)	17条1項2号口	17条1項2号イ(4)	17条2項2号二
その他	13,100	249,700	134,200	115,500	262,800	16,700	242,500	132,700		109,800	259,200
	3条1項2号イ(6)	9条1項2号イ(6)	9条3項2号ヘ			7条1項2号イ(6)	7条1項2号イ(6)	17条1項2号イ(6)	17条1項2号口	17条1項2号イ(5)	17条2項2号木
新薬その1 有効成分効能等の変更が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	6,846,800	4,296,100	2,550,700	7,194,200	314,900	6,678,700	4,215,500	2,463,200	615,900	1,275,800
	3条1項2号イ(7)	9条1項2号イ(1)	9条3項2号イ			7条1項2号イ(7)	7条1項2号イ(7)	17条1項2号イ(7)	17条1項2号口	17条1項2号イ(6)	17条2項2号ヘ
新薬その2 効能等が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	1,714,900	1,075,200	639,700	1,810,400	90,100	1,673,300	1,057,400	615,900	1,763,400	
	3条1項2号イ(8)	9条1項2号イ(2)	9条3項2号口			7条1項2号イ(8)	7条1項2号イ(8)	17条1項2号イ(8)	17条1項2号口	17条1項2号イ(7)	17条2項2号ヘ
その他	13,100	328,300	205,500	122,800	341,400	16,700	325,800	205,100		120,700	342,500
	3条1項2号イ(9)	9条1項2号イ(3)	9条3項2号ハ			7条1項2号イ(9)	7条1項2号イ(9)	17条1項2号イ(9)	17条1項2号口	17条1項2号イ(8)	17条2項2号イ
新薬その2 効能等が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	4,836,000	3,557,600	1,278,400	5,183,400	314,900	4,719,600	3,487,100	1,232,300	5,034,500	
	3条1項2号イ(10)	9条1項2号イ(4)	9条3項2号二			7条1項2号イ(10)	7条1項2号イ(10)	17条1項2号イ(10)	17条1項2号口	17条1項2号イ(9)	17条2項2号二
新発医療用医薬品	13,100	249,700	134,200	115,500	262,800	16,700	242,500	132,700		109,800	259,200
	3条1項2号イ(11)	9条1項2号イ(5)	9条3項2号木			7条1項2号イ(11)	7条1項2号イ(11)	17条1項2号イ(11)	17条1項2号口	17条1項2号イ(10)	17条2項2号ハ
新薬その2 効能等が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	1,209,200	887,700	9条1項2号イ(6)	9条3項2号ヘ	321,500	1,304,700	90,100	1,185,700	875,600	310,100
	3条1項2号イ(12)	9条1項2号イ(6)	9条3項2号木			7条1項2号イ(12)	7条1項2号イ(12)	17条1項2号イ(12)	17条1項2号口	17条1項2号イ(11)	17条2項2号ハ
新薬その2 効能等が異なるもの(希少疾患以外)	95,500	1,714,900	1,075,200	639,700	1,810,400	90,100	1,673,300	1,057,400	615,900	1,763,400	
	3条1項2号イ(13)	9条1項2号イ(1)	9条3項2号イ			7条1項2号イ(13)	7条1項2号イ(13)	17条1項2号イ(13)	17条1項2号口	17条1項2号イ(12)	17条2項2号ヘ
新薬その2 効能等が異なるもの(希少疾患以外)	13,100	328,300	205,500	122,800	341,400	16,700	325,800	205,100		120,700	342,500
	3条1項2号イ(15)	9条1項2号イ(3)	9条3項2号ハ			7条1項2号イ(15)	7条1項2号イ(15)	17条1項2号イ(15)	17条1項2号口	17条1項2号イ(14)	17条2項2号ハ

区分		現行単価				改定単価	
		国		機構			
		計	同一性	適合性	合計	国	機構
一般用医薬品	先の申請品目 3条1項2号(1)(6)	347,400	4,296,100	9条1項2号(1)	4,643,500	314,900	4,215,500
	効能・ 効果等 の変更規格違い品目 3条1項2号(1)(7)	95,500	1,075,200	9条1項2号(1)(2)	1,170,700	7条1項2号(1)(6)	17条1項2号(1)(1)
その他の 3条1項2号(1)(8)	13,100	54,800	54,800	67,900	16,700	90,100	1,057,400
	3条1項2号(1)(9)	12,200	33,700	33,700	45,900	7条1項2号(1)(7)	17条1項2号(1)(2)
医薬部外品・化粧品	体外診断用医薬品(承認基準なし) 3条1項2号口、八	15,800	7条1項2号口、八	7条1項2号口(1)、八	35,600	35,600	56,400
医薬品(動物試験対象) 3条4項1号	基本 シリーズ追加	151,700	151,700	151,700	151,700	150,000	150,000
	厚生労働大臣が必要とする試験 3条4項1号	151,700	151,700	151,700	151,700	150,000	150,000
医薬品(動物試験対象) 3条4項2号	1,222,100	1,222,100	1,222,100	1,222,100	1,220,400	1,220,400	1,220,400
	医薬品(動物(サル)試験対象) 3条4項3号	18,756,700	18,756,700	18,756,700	18,754,900	18,754,900	18,754,900
再審査	先の申請品目 4条1項1号	3,494,700	819,900	2,674,800	3,685,600	166,400	3,480,300
	規格違い品目 4条1項1号口	59,000	1,167,400	274,800	892,600	95,500	1,163,600
確認調査	先の申請品目 海内	2,438,000	2,226,300	2,226,300	9条7項1号口(1)	2,193,300	2,193,300
	規格違い品目 海外	786,800	785,400	785,400	9条7項2号口(2)	752,600	752,600
その他実地調査					9条7項2号口(3)	772,300	772,300
					9条7項2号口(4)		17条9項2号口(4)

区分		現行単価				改定単価					
臨床試験基準適合性調査		国	機種	同一性	適合性	合計	国	機種	審査	適合性	合計
新医薬品	先の申請品目	国内	2,625,100	2,625,100	9条4項2号イ	2,723,200	2,723,200	2,723,200	2,723,200	17条3項2号イ	2,723,200
医薬品	国外	2,882,000	2,882,000	9条4項2号口	2,882,000	3,011,900	3,011,900	3,011,900	3,011,900	17条3項2号口	3,011,900
	規格違ひ品目	国内	709,500	709,500	9条4項2号ハ、 9条4項2号ニ	709,500	720,800	720,800	720,800	17条3項2号ハ、 17条3項2号ニ	720,800
	国外	723,400	723,400	9条4項2号二	723,400	751,800	751,800	751,800	751,800	17条3項2号二	751,800
	後発医療用医薬品	国内	646,600	646,600	9条4項2号ホ	646,600	645,200	645,200	645,200	17条3項2号ホ	645,200
	医薬品	国外	940,200	940,200	9条4項2号ヘ	940,200	950,200	950,200	950,200	17条3項2号ヘ	950,200
非臨床試験基準調査関係	国	2,159,000	2,159,000	2,159,000	2,159,000	2,082,400	2,082,400	2,082,400	2,082,400	17条3項2号イ、9条2項4(1)	2,082,400
	医薬品	非臨床試験基準	国外	2,335,400	2,335,400	2,335,400	2,335,400	2,282,600	2,282,600	17条3項2号イ、9条2項4(2)	2,282,600
許可関係・許可基準調査関係(製造業)	新規業許可(実地)	1条3号	22,300	139,800	8条1号イ	139,800	162,100	27,300	148,100	16条1項1号イ	148,100
	新規業許可(書面)	1条3号	22,300	139,800	8条1号イ	139,800	162,100	27,300	111,500	16条1項1号	111,500
	医薬品	業許可更新(実地)	21,100	106,000	8条2号イ	106,000	127,100	26,200	97,400	16条1項3号イ	97,400
	業許可更新(書面)	2条3号	21,100	106,000	8条3号イ	106,000	127,100	4条1号	55,300	16条1項3号	55,300
	区分許可(実地)	5条1号イ(3)	21,100	106,000	8条3号ハ	106,000	127,100	26,200	97,400	16条1項3号	97,400
	区分許可(書面)	5条1号イ(3)	21,100	106,000	8条1号口	106,000	127,100	26,200	55,300	16条1項2号イ	55,300
医薬品業許可証書換・再交付		12,200	12,200	6条、7条		12,200	17,400	14条1号、15条1号		16条1項2号	17,400

外 国 製 造 業 者 認 定 等 調 查	分 区	現行単価				改定単価		
		國	機構	合計	國	機構	合計	
		計	同一性	適合性		審査	適合性	
新規業認定(実地)					19,400	133,300		133,300
					5条第1項1号、2号			16条2項1号1
新規業認定(書面)					19,400	58,100		58,100
					5条第1項1号、2号			16条2項1号口
業認定更新(実地)					19,400	64,600		64,600
					6条第1項1号、2号			16条2項3号1
業認定更新(書面)					19,400	39,700		39,700
					6条第1項1号、2号			16条2項3号口
区分追加(実地)					19,400	64,600		64,600
					5条第2項1号			16条2項2号1
区分追加(書面)					19,400	39,700		39,700
					5条第2項1号			16条2項2号口
認定書換・再交付					15,700			
					14条1項2号、15条1項2号			15,700

医療機器手数料単価改正

(単位:円)

区分		現行単価				改定単価			
		国		機構		国		機構	
医療機器	規格	計	同一性	合計	適合性	計	審査	適合性	合計
		129,100	962,800	962,800	9条1項1号ニ(2)	1,091,900			
新後発医療用具	規格	16,800	132,700	132,700	9条1項1号ニ(3)	149,500			
	一部変更承認	16,000	60,900	60,900	9条1項2号ニ(2)	76,900			
新改良医療用具	規格	43,800	159,600	159,600	9条1項1号ニ(1)	203,400			
	一部変更承認	29,900	95,300	95,300	9条1項2号ニ(1)	125,200			
医療機器審査	規格								
	医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)				7条1項1号ニ(1)	107,500	3,741,500	3,077,000	684,500
新	規格				7条1項2号ニ(1)	99,800	2,202,500	1,538,000	17条2項1号又
	医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)				7条1項2号ニ(3)	35,300	1,232,800	1,164,300	17条2項2号ト
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)	規格				7条1項2号ニ(3)	27,700	621,200	584,100	17条1項2号(3)
	変更				7条1項2号ニ(2)	35,300	351,400	282,900	37,100
					7条1項1号ニ(2)		17条1項1号ニ(2)	17条1項2号(2)	386,700
					7条1項2号ニ(2)		143,500	37,100	208,000

区分		現行単価			改定単価		
		国	機構	合計	国	機構	合計
規 変	新 基 準 準 版	計	同一性	適合性	35,300 7条1項号二(2)	282,900 17条1項1号二(2)	318,200
道 合 性 認 証 名 変 更					27,400 7条1項2号二(2)	143,500 17条1項2号二(2)	170,900
機 器 再 審 査					35,300 10条		
医 療 機 器	48,900 4条1項2号4	515,300 9条5項2号二(1)		564,200 9条1項2号4	84,100 1,127,200	502,600 17条8項2号4	624,600 17条9項1号八
GPSP	国内					610,700 17条9項2号四(5)	610,700 610,700
新 医 療 機 器	29,300 4条1項2号四	30,400 9条5項2号二(2)		59,700 9条1項2号四	64,900 51,600	949,000 51,600	949,000 116,500
G C P 適 合 性 調 査						17条8項2号四	
医 療 機 器	内 外				635,300 918,400	635,300 17条3項3号四	635,300 918,400
G L P 調 査 開 係							
医 療 機 器	内 外	2,159,000 2,335,400		2,159,000 2,335,400	2,062,400 2,282,600	2,062,400 2,282,600	2,062,400 2,282,600
							17条3項1号四 17条3項1号四

区分		現行単価				改定単価			
		国		機構		国		機構	
		計	同一性	適合性	合計	計	審査	適合性	合計
許可関係・許可基準調査関係(製造業)									
新規業許可(実地)	1条3号	22,300	139,800	139,800	162,100	27,300	148,100	148,100	175,400
新規業許可(書面)	1条3号	22,300	139,800	8条1号イ	162,100	3条1項2号		16条1項1号イ	
業許可更新(実地)	2条3号	21,100	106,000	106,000	127,100	26,200	97,400	16条1項1号ロ	
業許可更新(書面)	2条3号	21,100	106,000	106,000	127,100	26,200	97,400	16条1項3号イ	
区分許可(実地)	5条1号口(3)	21,100	106,000	106,000	127,100	26,200	97,400	16条1項3号ロ	
区分許可(書面)	5条1号口(3)	21,100	106,000	106,000	127,100	26,200	97,400	16条1項2号イ	
医療機器業許可証書換・再交付	6条、7条	12,200			12,200	17,400		55,300	81,500
許可関係・許可基準調査関係(修理業)									
新規業許可(実地)						27,300			
新規業許可(書面)						11条1項1号			
業許可更新(実地)						27,300			
業許可更新(書面)						11条1項1号			
区分許可(実地)						26,200			
区分許可(書面)						12条1号			
医療機器業許可証書換・再交付						26,200			
						11条2項1号			
						26,200			
						11条2項1号			
						17,400			
						14条1号、15条1号			

区分	外 国 製 造 施 設 認 定 等 調 査	現行単価				改定単価			
		国		機構		国		機構	
		計	同一性	適合性	合計	計	審査	適合性	合計
医療機器	新規業認定(実地)				19,400	133,300			133,300
	新規業認定(書面)				5条1項3号				152,700
	業認定更新(実地)				19,400	58,100			16条2項1号4
	業認定更新(書面)				5条1項3号				58,100
	区分追加(実地)				19,400	64,600			64,600
	区分追加(書面)				6条1項3号				84,000
	認定書換・再交付				19,400	39,700			39,700
					6条1項3号				59,100
					5条2項1号				64,600
					19,400	39,700			39,700
					5条2項1号				59,100
					15,700				15,700
					14条2号、15条2号				

医薬品・医療部外品・医療機器(共通)手数料単価改正

（三）

